

令和5年度盛岡市3D都市モデル整備及びユースケース開発業務委託

仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、盛岡市（以下「発注者」という。）が委託する、令和5年度盛岡市3D都市モデル整備及びユースケース開発業務委託（以下「本業務」という。）について、受注者が遵守しなければならない作業の仕様を定めるものとする。

第2条（目的）

盛岡市では、令和4年度から、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを実現することを目的として、国土交通省が取り組む「Project PLATEAU」に参画し、盛岡市の様々な都市活動データ及び施設情報等を統合する情報基盤として国土交通省が策定する標準仕様に準拠した3D都市モデルの整備を進めている。

令和4年度にはLOD1の基本セットの一部（建築物、道路、都市計画決定情報、土地利用及び地形）の整備を行ったところであり、令和5年度は基本セットで未整備のLOD1の災害リスク、LOD2の建築物の整備（以下「3D都市モデル整備」という。）及びユースケース開発等を行うものである。

ユースケース開発の対象区域とする、盛岡市の内丸地区（以下「当地区」という。）は、本市及び本県の社会経済活動の中核を担う地区として機能しているが、築50年を超える建物群への対応のほか、岩手医科大学附属病院の移転に伴う将来的な跡地の利用等の様々な課題が露呈しており、当地区の再整備が都市構造上の重要な課題となっている。

盛岡市では、当地区の機能及び役割を維持発展させるため、地区のあるべき将来像と、その実現に向けた取組の方向性を取りまとめた内丸地区将来ビジョンを令和4年3月に策定し、令和4年度は当地区及び中心市街地の現況課題及び特徴等に関する調査分析を進め、当地区の再整備の目標及び方針等を整理し、内丸地区再整備基本計画（以下「(仮称)内丸プラン」という。）の中間とりまとめを行ったところであり、令和5年度末に(仮称)内丸プランを策定する予定である。

このような状況を踏まえ、本業務では、3D都市モデル整備のほか、ユースケース開発として当地区の人流データ（歩行者移動軌跡）を取得し、3D都市モデルを活用した当地区の人流分析を行うことにより、歩行者空間の連続性を可視化し、(仮称)内丸プランにおけるウォークアブルなまちづくり計画のイメージを市民及び関係者と共有することで、計画検討をより深度化するための基礎資料を整備するものである。

第3条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号、最終改正：令和4年法律第68号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年政令法律第322号、最終改正：令和元年政令第183号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号、最終改正：令和4年国土交通省令第7号）
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年法律第87号）
- (5) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号、最終改正：令和4年政令第37号）
- (6) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号、最終改正：令和4年国土交通省令第80号）
- (7) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (8) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014
- (9) 測量法第34条で定める作業規程の準則（国土地理院）
- (10) 盛岡市公共測量作業規程（平成20年国国地31号）
- (11) 3D都市モデル標準製品仕様書 第3.0版（国土交通省都市局）
- (12) 3D都市モデル標準作業手順書 第3.0版（国土交通省都市局）
- (13) 3D都市モデルの導入ガイダンス 第3.0版（国土交通省都市局）
- (14) 3D都市モデルのユースケース開発マニュアル（公共活用編） 第3.0版（国土交通省都市局）
- (15) 3D都市モデル整備のための測量マニュアル 第2.0版（国土交通省都市局）
- (16) 3D都市モデルを活用した災害リスク情報の可視化マニュアル 第2.0版（国土交通省都市局）
- (17) 3D都市モデルのデータ変換マニュアル（令和3年3月国土交通省都市局）
- (18) 地域課題解決のための人流データ利活用の手引き ver1.0（国土交通省不動産・建設経済局）
- (19) 盛岡市個人情報保護に関する条例（令和4年条例第38号）及び同規則
- (20) 盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）
- (21) その他関係法令等

第4条（疑義）

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、その取扱いを決定するものとし、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第5条（提出書類）

受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者等通知書（経歴書・資格証の写し、直接雇用を証明する書類）

- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表
- (5) IS09001 (品質マネジメントシステム) 登録証明書
- (6) IS014001 (環境マネジメントシステム) 登録証明書
- (7) JISQ15001 (プライバシーマーク) 登録証明書
- (8) IS027001 (情報セキュリティマネジメントシステム) 登録証明書
- (9) その他、発注者が必要と認める書類

第6条 (秘密の保持)

本業務において、受注者は業務上知り得た全ての内容について、これを第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第7条 (配置予定技術者)

本業務を担当する受注者の選任する配置予定技術者は、3D都市モデル整備に必要な高度な技術と十分な実務経験を有した次に示す技術者を配置するものとする。

なお、配置予定技術者が受注者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。

配置予定技術者の要件

技術者区分	資格要件	実績要件 (過去5年以内)
主任技術者	空間情報総括監理技術者又は地理情報標準認定資格 (上級)	国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に準拠した3D都市モデル整備に関連する業務 (構築・活用・仕様検討等。都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の支援事務局等の運営支援業務等は除く。)
照査技術者	空間情報総括監理技術者、地理情報標準認定資格 (上級) 又は技術士建設部門 (都市及び地方計画)	国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に準拠した3D都市モデル整備に関連する業務 (構築・活用・仕様検討等。都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の支援事務局等の運営支援業務等は除く。) 又は人流データの計測、分析及びシステム構築等に関連する業務
担当技術者	空間情報総括監理技術者、地理情報標準認定資格 (上級)、地理空間	国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に準拠した3

	情報専門技術者GIS1級、地理情報標準認定資格（中級）又は測量士	D都市モデル整備に関連する業務（構築・活用・仕様検討等。都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の支援事務局等の運営支援業務等は除く。）
--	----------------------------------	--

第8条（打合せ等）

受注者は、本業務実施期間中、打合せを密に行うものとし、進捗状況に応じ、随時報告をしなければならない。また、作業打合せの際、「打合せ記録簿」に記録し、相互に確認しなければならない。

打合せ協議は、原則として業務着手時、中間報告、成果物納入時の計3回以上行うものとする。

なお、Web会議等での実施については、発注者と協議の上、決定する。

第9条（成果物の帰属）

本業務の成果物については、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄してはならない。また、受注者が成果物に関する著作権等を有する場合においても、発注者及び発注者指定の物に対してこれを行行使しないものとする。

なお、本業務の成果物については、オープンデータとすることを前提とするため、著作権等の権利関係を整理したうえで納入するものとする。

第10条（損害賠償）

受注者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害または公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第11条（不備訂正）

受注者は、本業務において不備が生じた場合は直ちに訂正し、また、納品後であっても仕様書及び関係規程等に反した作業が行われたと認められた場合、受注者の故意もしくは過失により不適格な成果物が発見されたときには、再度作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第12条（品質確保）

受注者は、本業務における成果物の品質を確保するため、ISO 9001に準拠した品質マネジメントシステム及びISO14001に準拠した環境マネジメントシステムを構築するとともに、本業務の各工程において品質マネジメントシステムに基づく照査を行って成果物の品質を

確保するものとする。

受注者は、上記認証の証として審査登録されている証明書を契約前に発注者に提出し、承認を得るものとする。

なお、受注者は、業務完了後であっても、成果物に誤り等が発見された場合、速やかに発注者に報告し、自らの責任でこれを修正するものとする。

第13条（情報保護）

本業務では、発注者の情報資産を取り扱うことから、受注者は、ISO/IEC 27001（ISMS）及び JIS Q15001（PMS）に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築した上で業務を実施するものとする。また、受注者は、貸与資料及び成果物に含まれる個人情報の取り扱いに際して、情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、情報漏洩等がないよう対策を講じるものとする。

受注者は、上記認証の証として審査登録されている証明書を契約前に発注者に提出し、承認を得るものとする。

第14条（関係官公庁への手続き）

受注者は、測量法等の規定に基づく次の公共測量の諸手続きの補助を行うものとする。

- (1) 公共測量作業規程の承認申請書又は変更承認申請書（測量法第 33 条）
- (2) 公共測量実施計画書（測量法第 36 条）
- (3) 測量標・測量成果の使用承認申請書（測量法第 26・30 条）
- (4) その他必要な手続き

その他、本業務の実施に必要な関係官公庁への申請等は、発注者と協議の上で、必要な書類を受注者も協力して作成の支援を行う。受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議するものとする。

第15条（貸与資料）

発注者は、受注者に次の資料を貸与するものとする。その場合受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するものとする。また、発注者が返却を求めたときは、速やかに返却しなければならない。

- (1) 航空写真測量成果
- (2) 数値地形図データ（都市計画基本図）（DM 形式・地図情報レベル 2500）
- (3) 都市計画決定図書（都市計画用途地域、地区計画図等）
- (4) 都市計画決定情報データ（Shape 形式）
- (5) 都市計画基礎調査データ（Shape 形式）
- (6) 内丸地区再整備等イメージデータ（再整備後）
- (7) 洪水浸水想定区域図データ（Shape 形式）

- (8) 内水浸水想定区域図データ (Shape 形式)
- (9) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域データ (Shape 形式)
- (10) 3D都市モデルデータ (CityGML 形式)
- (11) その他、発注者が認める資料・データ

第16条 (業務カルテ作成・登録)

受注者は、調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) 入力システムに基づく業務カルテを作成し、発注者の確認を受けた後にオンラインで提出しなければならない。また、登録後は(一財)日本建設情報総合センター発行の登録内容確認書を発注者に提出しなければならない。

なお、業務カルテの提出期限は次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、契約締結後 10 日以内
- (2) 完了時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、業務完了後 10 日以内
- (3) 変更時登録データ：登録データの変更のあった日から土・日曜日及び祝日等を除き、10 日以内

第17条 (完了検査)

受注者は、本業務を完了したときは、成果物について発注者の検査を受けなければならない。また、発注者は、成果物の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項(協議簿に記載した事項)等との相違があると認めた場合には、期日を定めて受注者に成果物を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受注者の負担とする。

第18条 (業務数量の変更等)

本業務完了後、または業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量に著しい増減が生じた場合は、発注者受注者協議の上本契約を変更出来るものとする。ただし、軽微な増減は変更を行わないものとし、その算出方法については発注者の設計変更図書に基づくものとする。

第19条 (履行期限及び成果物の引渡し場所)

本業務の履行期限及び引渡し場所は次のとおりとする。

なお、3D都市モデルデータ整備は別途調整する品質検査時期を考慮して完了させるものとする。

- (1) 履行期限 令和6年3月19日(火)
- (2) 引渡し場所 盛岡市都市整備部都市計画課

第 2 章 業 務 概 要

第20条（作業概要）

本業務における作業概要は、次のとおりとする。

No.	作業名		数量	備考
1	第 3 章	3 D 都市モデル整備		
		3 D 都市モデル拡張製品仕様書作成	一式	
		3 D 都市モデル作成	一式	
		オープンデータ作成	一式	
		メタデータ作成	一式	
		3 D ビューワー搭載用データ作成	一式	
2	第 4 章	ユースケース開発		
		人流データの取得	一式	
		人流データの分析	一式	
		人流データの可視化	一式	
		3 D 歩行者モデルの作成	一式	
		再整備都市イメージ 3 D 化	一式	
		動画ファイルの作成	一式	
PLATEAU VIEW への搭載	一式			
3	第 5 章	成果物とりまとめ		
		業務報告書の作成	一式	

第 3 章 3 D 都 市 モ デ ル 整 備

第21条（要旨）

本作業は、既存の測量成果及び数値地形図を用いて、盛岡市における 3 D 都市モデルを整備するものとする。

なお、整備した 3 D 都市モデルは、国際標準に準拠したものとなるため、3 D 都市モデル標準製品仕様書第 3.0 版に従うこととする。

第22条（定義する地物と LOD）

本作業で整備する 3 D 都市モデルに含むべき地物とその LOD (Level Of Detail) は、次のとおりとする。

No.	地物	LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	LOD4	備考
1	建築物		○	○			LOD2.0 内丸地区 (約 0.2 km ²)
2	交通 (道路)		○				内丸地区 (約 0.2 km ²)
3	交通 (徒歩道)						
4	交通 (広場)						
5	交通 (鉄道)						

6	交通（航路）						
7	都市計画決定情報						
8	土地利用						
9	災害リスク		○				洪水浸水想定区域（10河川）、内水浸水想定区域（2区域）、土砂災害警戒区域（472箇所）及び土砂災害特別警戒区域（405箇所）
10	都市設備						
11	植生						
12	水部						
13	地形						
14	橋梁						
15	トンネル						
16	その他構造物						
17	地下街						
18	地下埋設物						
19	その他の区域						

○：3D都市モデルに含むべき地物とLOD

第23条 （3D都市モデル拡張製品仕様書作成）

- 1 発注者が決定したユースケースの実現のために必要となる地物型、LOD及び属性情報を整理し、盛岡市版の3D都市モデル製品仕様書（以下「拡張製品仕様書」という。）を作成する。
- 2 拡張製品仕様書は、3D都市モデル標準作業手順書第3.0版に従って作成し、作成した拡張製品仕様書は3D都市モデル標準製品仕様書第3.0版に準拠したものとする。

第24条 （3D都市モデル作成）

- 1 本作業は、第23条で作成した拡張製品仕様書に適合する3D都市モデルの作成を行うものとする。
- 2 3D都市モデルの作成手順は、3D都市モデル標準作業手順書第3.0版に従い、次に示す工程を含むものとする。
 - (1) 作成制限施設の確認
 - (2) 作成計画の立案
 - (3) 原典資料の収集
 - (4) データ作成と品質評価

3 3D都市モデルのデータの納品は令和5年11月30日(木)までを予定しているが、発注者と協議の上、決定すること。

4 建築物 (LOD2) は、屋根及び壁面に、空中写真データ等を利用してテクスチャ (画像データ) を張り付けるものとする。

第25条 (作業数量)

本作業における作業数量は、次のとおりとする。

No.	地物	数量 (上段：範囲 下段：面積、延長、又は個数)				
		LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	LOD4
1	建築物		別紙①	別紙①		
			約 0.2 km ² 約 300 棟	約 0.2 km ² 約 300 棟		
2	交通 (道路)		別紙①			
			約 0.2 km ²			
3	交通 (徒歩道)					
4	交通 (広場)					
5	交通 (鉄道)					
6	交通 (航路)					
7	都市計画決定情報					
8	土地利用					
9	災害リスク		別紙②			
			約 446 km ²			
10	都市設備					
11	植生					
12	水部					
13	地形					
14	橋梁					
15	トンネル					
16	その他の構造物					
17	地下街					
18	地下埋設物					

19	その他の区域					

なお、作成する各種データの位置精度は次のとおりとする。

- (1) 準拠する測地系 世界測地系 2011
- (2) 水平位置の座標系 平面直角座標系第X系（平成14年国土交通省告示第9号）
- (3) 垂直位置の座標系 日本水準原点を基準とする高さ（測量法施行令第2条第2項）

第26条（オープンデータ作成）

本作業では、様々な官民の分野・用途で作成した3D都市モデルの利用を促進するため、オープンデータ用の3D都市モデルを作成する。

オープンデータ用の3D都市モデルは、第24条で作成した3D都市モデルを加工して作成することとし、3D都市モデルに含まれる全ての地物型を含むこととする。

なお、地物に付与された属性情報は、発注者と協議の上オープンデータとする項目を決定するとともに、公開不可属性もオープンデータとするための方策を発注者と協議し、オープンデータ用の3D都市モデルに対応した拡張製品仕様書も作成するものとする。

第27条（メタデータ作成）

本作業は、第24条で作成した3D都市モデル及び第26条で作成したオープンデータ用の3D都市モデルについて、メタデータを作成する。

メタデータの仕様は、第23条で作成した拡張製品仕様書に従うものとし、メタデータに記載する内容は、3D都市モデル標準作業手順書 第3.0版に従うものとする。

第28条（3Dビューワー搭載用データ作成）

本作業は、第24条で作成した3D都市モデルについて、発注者が保有する3Dビューワーソフトへの搭載のためのデータを作成する。

搭載データの仕様は3D Tiles形式及びGeoJson形式とする。

第4章 ユーザーケース開発

第29条（要旨）

3D都市モデルの作成に伴い、ストックされていく3D空間データを活用したサービスの需要が今後高まることが予想される。さらにセンサー技術の進展により、人及び物の位置座標、移動及び回遊の軌跡、属性情報等をリアルタイムデータとして取得することが可能になっている。これら3D空間データ及びリアルタイムデータの組合せにより、現実世界に起きている現象を3D仮想空間内で可視化することができるようになる。さらに3D空間環境の変化に合わせたシミュレーションによる予測も可能になり、都市の賑わい創出、様々な施設及び構造物の配置の最適化、災害時における避難誘導等への活用も期待できる。

本作業は、第 24 条で作成した 3D 都市モデルを利用し、内丸地区の再整備に伴う関係者間におけるまちづくりの検討及びイメージの共有を目的としたユースケース開発を行うものとする。

第 30 条から第 35 条までは、本作業に必要な基本的な事項を定めたものであり、業務の詳細は受注者の提案をもとに双方で協議をして定める。

第30条 (人流データの取得)

内丸地区内への来訪者の移動軌跡、滞在状況を把握するため、業務の目的達成に適した方法により、次の要件を満たす人流データを取得するものとする。

なお、現地に機器の設置が必要な場合、設置箇所等の調整を発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) データ要件

項目	内容
取得範囲	別紙③に示す範囲以上のデータを取得すること。
取得頻度	10 分以内毎
取得期間	令和 5 年 4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間内で 30 日間以上とする。
属性	性別、年代、推定居住地、推定勤務地等の属性が付与されていること。
推計根拠	サンプル数、推計値の算出根拠を示すこと。
その他	平日及び休日の別、時間帯別等の歩行者通行量等を把握できること。 個人情報を含まないものとする。

(2) 人流データ等の授受

発注者を通じて、(仮称)内丸プラン素案作成業務委託の受注者とデータの授受が必要であることから、発注者と次の事項を協議するものとする。

ア 人流データの仕様及び発注者へのデータの提供時期

(令和 5 年 10 月 31 日 (火) を予定)

イ 内丸地区の再整備後の人流シミュレーションデータの仕様及び発注者からのデータの提供時期

(令和 5 年 11 月 30 日 (木) を予定)

ウ 内丸地区の再整備の都市空間イメージのデータ仕様及び発注者からのデータの提供時期

(令和 5 年 10 月 31 日 (火) を予定)

第31条 (人流データの分析)

- 1 第 30 条で取得した人流データを用いて、時間帯別、平休日別、属性別等に分析を行い、内丸地区への来訪者の移動軌跡、滞在状況を把握するものとする。

- 2 歩行者通行量の実数、実態に即したデータを分析するために取得した人流データの補正及び推計の処理が必要な場合、補正及び推計の根拠を明示するとともに分析結果の信頼性等について、発注者と協議し、分析を行うものとする。
- 3 分析結果は、報告書としてとりまとめるものとする。

第32条（人流データの可視化）

第30条で取得した人流データはBIツール等で可視化し、発注者が閲覧できるようにし、（仮称）内丸プラン素案作成業務委託においても利用できるものとする。

BIツール等による可視化に当たっては、メッシュを生成し、年月別、時間別、平休日別の滞在状況、内丸地区内の回遊状況、来訪者の属性分布等、可視化に必要なデータの調整を行うものとする。

BIツール等は、インターネット接続端末から利用可能なものとする。また、アプリ等のインストールが不要なもの、フリーライセンスなものとする。

第33条（3D歩行者モデルの作成）

- 1 第24条及び第34条で作成した3D都市モデル内に、第31条で分析した人流データ（時間帯別の滞在人口及び回遊状況）をもとにして、歩行者の移動軌跡を再現したモデル（以下「3D歩行者モデル」という。）を作成するものとする。
 - （1）現状の移動実態の反映及び実数補正を実施した3D歩行者モデル
 - （2）発注者が提供する内丸地区の再整備後のシミュレーションデータを反映した3D歩行者モデル
- 2 3D歩行者モデルの作成は、次の手順で実施するものとする。
 - （1）3D歩行者モデルの作成

3D都市モデル上に推計及び補正処理を行った人流データを重ね合わせ、3D歩行者モデルが地区内を歩行するマルチエージェントモデルを作成するものとする。

なお、再整備後の3D歩行者モデルは、発注者から提供するシミュレーションの範囲で作成を行うものとする。
 - （2）3D歩行者モデルの出力

作成した3D歩行者モデルをPLATEAU VIEWに搭載するために、時間帯別等の3D歩行者モデルの出力を行うものとする。

第34条（再整備都市イメージ3D化）

本作業は、発注者が提供する内丸地区の再整備の都市イメージのCADデータ等を既存3D都市モデル上に重ね合わせが可能なデータ形式3D Tilesにデータ変換を行い、内丸地区の再整備後の3Dモデルを作成するものとする。

提供データに位置情報が不足する場合は、位置整合作業を実施するものとする。

第35条（動画ファイルの作成）

- 1 本作業は第 24 条で作成した 3 D 都市モデル上、第 34 条で作成した再整備後の 3 D モデル上に第 33 条で作成した 3 D 歩行者モデルを再現したものを素材とした動画ファイルを作成する。
- 2 動画ファイルは、発注者が（仮称）内丸プランを市民及び関係者への説明、協議等で利用可能なものとし、現状と再整備後と比較できるようなものとし、字幕の挿入等の編集作業も行うものとする。また、ファイル形式は、発注者が指定する PC に付属するソフトウェアで再生可能な一般的なもの（MP4 等）で作成するものとする。
- 3 動画ファイルのデータの納品は、令和 6 年 1 月 31 日（金）までを予定しているが、発注者と協議の上、決定するものとする。

第36条（PLATEAU VIEW への搭載）

本業務で作成した 3 D 都市モデル、内丸地区の再整備の都市イメージ及び 3 D 歩行者モデルを PLATEAU VIEW を利用し、インターネット上に公開するための作業を実施するものとする。

第 5 章 成 果 物 と り ま と め

第37条（成果物のとりまとめ）

本作業は、第 23 条から第 28 条、第 33 条から第 34 条にて作成した 3 D 都市モデル、オープンデータ用の 3 D 都市モデル、各メタデータ及び各拡張製品仕様書を、3 D 都市モデル標準作業手順書第 3.0 版に従い、とりまとめるものとする。また、人流データの取得、分析、可視化についてとりまとめるものとする。

なお、本業務の成果物については、二次利用するため、著作権等の権利関係を整理したうえで納入すること。

第38条（業務報告書の作成）

本作業は、3 D 都市モデル作成において収集・取得したデータ、拡張製品仕様書の決定にあたる想定したユースケース、作成方法及び手順、品質評価方法及び品質評価結果、人流データの分析結果等を取りまとめた業務報告書を作成する。

第39条（G 空間情報センターへの搭載調整）

本作業は、第 37 条で作成された成果物のうち、オープンデータに係るデータセットを G 空間情報センターにアップロードし、オープンデータとして公開するための調整を行うものとする。

第6章 成果物

第40条（成果物）

本業務における納入成果物は次のとおりとし、業務に係る各全ての電子データは外付けHDD等に格納し、納品するものとする。

なお、提出部数等の本仕様書に定めのない事項については、別途発注者と協議の上、決定することとする。

成果物一覧

No.	成果物	数量	単位	備考
1	3D都市モデル関連	1	式	
	3D都市モデル	1	式	
	コードリスト	1	式	
	XMLSchema	1	式	
	拡張製品仕様書	1	式	
	メタデータ	1	式	
	3Dビューワー搭載用データ	1	式	
	索引図	1	式	
2	オープンデータ用3D都市モデル関連	1	式	
	オープンデータ用3D都市モデル	1	式	
	コードリスト	1	式	
	XMLSchema	1	式	
	拡張製品仕様書	1	式	
	メタデータ	1	式	
	索引図	1	式	
3	ユースケース開発関連	1	式	
	人流データ	1	式	
	可視化ツール	1	式	
	3D歩行者モデル	1	式	
	再整備都市イメージデータ	1	式	
	動画ファイル	1	式	
4	打合せ記録簿	1	式	
5	業務報告書	1	式	
6	その他受注者発注者協議の上必要とする資料	1	式	

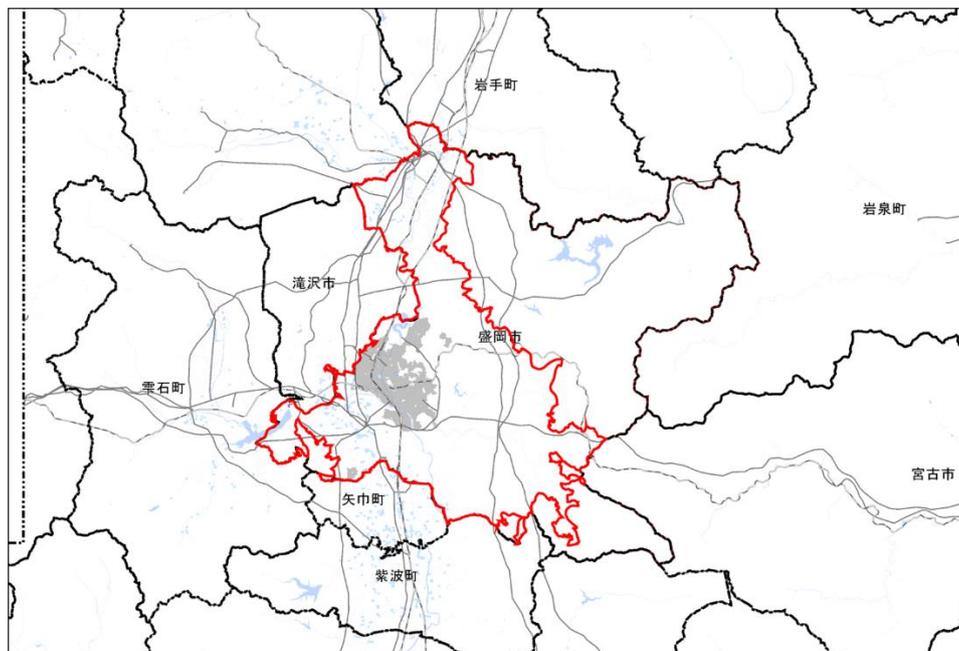
別紙①



背景地図出典：地理院地図

盛岡市 内丸地区 (約 0.2 km²)

別紙②



背景地図出典：地理院地図

盛岡市 都市計画区域内 (約 446 km²) 作業範囲

別紙③



背景地図出典：地理院地図

盛岡市 内丸地区 (約 0.1 km²)